

令和5年第3回臨時会  
相良村議会臨時会会議録

令和5年2月21日

熊本県相良村議会



令和5年第3回相良村議会臨時会会議録

令和5年2月21日（火曜日）

午前10時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第5号 令和4年度相良村一般会計補正予算（第12号）  
（質疑・討論・採決）

日程第4 議案第6号 令和4年度相良村介護保険特別会計補正予算（第3号）  
（質疑・討論・採決）

日程第5 議案第7号 工事請負契約の変更について  
（質疑・討論・採決）

日程第6 議案第8号 工事請負契約の変更について  
（質疑・討論・採決）

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者（4名）

村 長 吉 松 啓 一 君	総務課長 川 邊 俊 二 君
保健福祉課長 平 川 千 春 君	建設課長 大 土 手 寛 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時



○議長（黒木正照君） おはようございます。全員出席でございます。只今から令和 5 年第 3 回相良村議会臨時会を開会します。本臨時会においては、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策としてマスク着用を認めています。これから本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（黒木正照君） 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、1 番議員、川邊一徳君、  
{「はい。」と、1 番議員。}  
2 番議員、坂田朋美君、  
{「はい。」と、2 番議員。}  
を指名します。



#### 日程第 2 会期の決定の件

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。  
{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}  
異議なしと認めます。従って、会期は本日 1 日間に決定しました。



#### 日程第 3 議案第 5 号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 3、議案第 5 号、令和 4 年度相良村一般会計補正予算第 12 号を議題とします。本案について説明を求めます。村長。  
{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） おはようございます。それでは議案第 5 号、令和 4 年度相良村一般会計補正予算第 12 号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 316 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 799 万円とするものでございます。それでは、歳出の主なものにつきまして 8 ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますが、民生費関係で 316 万円の増額補正でございます。10 ページの児童福祉費の児童福祉総務費で、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実として、出産育児関連用品の購入補助や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るための出産・子育て応援事業の扶助費として 240 万円。児童措置費で、村内保育施設の負担軽減を図るための物価高騰対策支援事業補助金として 76 万円増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしましては、7 ページの歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国、県支出金及び財政調整基金からの繰入金をもって充てるものでございます。以上、議案第 5 号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜

りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、6 番議員。}

はい、6 番議員。

○6 番（西本巳喜男君） おはようございます。6 番、西本です。今の提案理由の説明していただきましたが、9 ページの出産・子育て応援給付金 160 万、並びにその下の 40 万円。それぞれ内訳ちょっと細かく説明していただければと思っております。何人の人達の金額。5 万なのか 10 万なのか、あるいは合計してあるのかということで、ちょっと内訳を説明いただきたいと思ひます。

○議長（黒木正照君） はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平川千春君） 議員の皆様、おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。こちらの出産・子育て応援事業ですが、これは令和 4 年 4 月 1 日以降に出産された方に支給するものです。まずこれは二つからなつてまして、母子手帳の交付時に出産応援ギフトとして、妊婦さん 1 人当たり 5 万円。こちらは 29 人分を見込んでおります。それと、子育て応援ギフトといたしまして、出生届を出された方、こちらのほうにも 5 万円、19 名を見込んでおります。補助率のほうが国が 3 分の 2、県、村が 6 分の 1 ずつとなっております。以上、お答えいたします。

{6 番議員、挙手。}

○議長（黒木正照君） はい、6 番。

○6 番（西本巳喜男君） はい、議長。はい。人数が分かればある程度、その 5 万円を掛けていけばいいもんですから。それと内訳ちょっと確認したかったもんでお尋ねしたところです。終わります。

○議長（黒木正照君） 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番（徳田正臣君） はい、お尋ねいたします。ただいま 6 番議員が質問されたところでの答弁に関連してですけれども、妊娠時に 29 人、出産時に 19 人という数字で間違いないですね。課長、そこでよかです。はい。それで 5 万円なんで計算は合うんですが、言いにくいところもあるかもしれないですけど、29 人と 19 人のこの差というのはどういった理由、根拠で、この人数差が出てきたのか。大体想像つくんですけども、お願ひします。

○議長（黒木正照君） はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平川千春君） 保健福祉課長、お答えいたします。こちら人数の差と申ひますが、4 月 1 日以降に妊娠届を出されて、母子手帳を交付された方が 29 名い

らっしゃいますので、そのうちの出生届を出された方が19名。また、出産されてない、来年度以降に産まれる方も入っておりますので、その差が10名となっております。以上お答えします。

{4番議員、挙手。}

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい。はい、4月1日以降の届け出なんで年度跨いでの出産されるということですね。はい、分かりました。それともう一つ、これは出産・子育て応援事業という、この事業そのものについてですけども、まさに政策、施策通りに本当に結果的には年度跨いだにしても5万、5万の10万がいくわけですよ。1子に対しては。これ10万というのが、もう本当に経済的な支援、これ村長にお願いいたします、になるのかをちょっとお尋ねしたいです。お考えです。もう国でも議論されてきた、これ二次補正の分ですよ。ですからそここのところ、村としての議論として、真の子育て支援事業に実効的に結びつくのかのお考えをちょっとお聞かせ願えればと思っております。

{「はい。」と、村長。}

○議長（黒木正照君） はい、村長。

○村長（吉松啓一君） 国の事業ですので、国が子育て関係に今から、今も力入れてたんですが、今からももう少し力を入れていくということですので、うちの持ち分といいますか、村の出し分もありますから、それに基づいて今回は提案させていただいたんですが、子育て支援で5万円、出生してまた5万円と。足りない分もあるかと思いますが、貰わないよりもいいかなということで、今から先の事業をどうやっていくかですが、妊婦の方に少しでも、少しでも補助ができればという国の考え、また、村もそれに沿ってやっておりますので、これはこれで、いいんじゃないかと考えております。以上です。

○4番（徳田正臣君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい。出産、子育ての支援事業として、その家庭ないしは本人にとっての実効的な支援になるのかなという議論の部分でお答えいただかなかったわけですが、産婦人科との関係で非常に激務と言われていて、結局これがその家庭にとって支援になればいいですけど、そのまんま家庭を通して産婦人科のほうに出産費用が、今、上がってきてるんで、そっちのほうに行くんじゃないかという危惧の話でした。よろしいです。ではもう一ついいですか。これはもう確認でありますけども、児童措置費で76万円、物価高騰対策支援金事業ということで上がってますけど、これは要するに電気ガス等の経費の上昇分を利用者に上乗せできないということで、その分をまさに施設に支援するというんですけど、事業所数というか法人としては、2施設でいいんですか。幾つだったですかね。ちょっとそここのところ確認のため、よろしくお願ひします。

- 議長（黒木正照君） はい、保健福祉課長。
- 保健福祉課長（平川千春君） 保健福祉課長、お答えいたします。こちらは村内の 3 保育園となっております。以上、お答えします。
- 4 番（徳田正臣君） 法人施設、3 施設ということでよかったいな。
- 保健福祉課長（平川千春君） はい。
- 4 番（徳田正臣君） その確認、分かりました。すみません。議長、以上です。
- 議長（黒木正照君） はい。
- 4 番（徳田正臣君） 終わります。
- 議長（黒木正照君） はい、他にご質疑ありませんか。はい。ご質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、議案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、1 番議員。}

はい、1 番議員。

- 1 番（川邊一徳君） 1 番、川邊です。おはようございます。ただいまの議案について賛成討論いたします。出産・子育て応援事業ということで国、また、この事業ですけれども、出産時に今はですね、前までは母乳だけで育てるようになっておりましたけれども、今は混合によって病院からも推奨され、ミルクと母乳の混合ということで勧められており、以前に比べると、そういうミルク代、また、おむつについても、前までは 1,200 円弱ぐらいでしたけれども、今 1,500 円ほどに上がっており、この事業はかなり各家庭において助かるのではないかと思います。以上です。
- 議長（黒木正照君） はい。次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。はい。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 5 号、令和 4 年度相良村一般会計補正予算第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 5 号、和 4 年度相良村一般会計補正予算第 12 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

- 議長（黒木正照君） 起立全員です。従って、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。



#### 日程第 4 議案第 6 号

- 議長（黒木正照君） 次に、日程第 4、議案第 6 号、令和 4 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 3 号を議題とします。本案について説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長（吉松啓一君） それでは議案第 6 号、令和 4 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 3 号について提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 3,062 万 1,000 円とするものでございます。補正の内容につきましては 4 ペ

ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。歳出につきましては、7 ページの任意事業費で、緊急通報装置設置世帯の増加に伴い、緊急通報体制整備事業の委託料として50万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては6ページに計上しておりますが、繰越金をもって充てるものでございます。以上、議案第6号につきましてご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

はい、2番議員。

○2番（坂田朋美君） はい。2番、坂田です。質疑させていただきます。ありましたけど緊急通報体制整備事業ということなんですけど、この中身を具体的に説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒木正照君） はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長（平川千春君） 保健福祉課長、お答えいたします。村内の高齢者のみの世帯や高齢者だけの世帯の所に、病気とか何かあった時にすぐに通報できるように、電話機とか緊急ボタンのほうを設置いたしております。そちらのほうで何かあった場合、通報していただければ事業所のほうに繋がります、協力員や消防署とかに連絡がいったら救急車とかの誘導とかがしていただけるようになっていっているものです。以上お答えいたします。現在設置されているのが、36件、すみません。

○2番（坂田朋美君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、2番議員。

○2番（坂田朋美君） はい。以上で質疑のほうを終わります。

○議長（黒木正照君） はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第6号、令和4年度相良村介護保険特別会計補正予算第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号、令和4年度相良村介護保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。従って、議案第6号は、原案のとおり可決されました。



## 日程第5 議案第7号

○議長（黒木正照君） 次に日程第5、議案第7号、工事請負契約の変更についてを議



題とします。本案について、説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、議案第7号、工事請負契約の変更について提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、令和3年11月8日、令和3年第8回相良村議会臨時会で承認を受けました工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。工事名は、令和3年度村道牛駄場山手線災害復旧工事（令和2年災過年）でございます。工事の場所は、相良村大字四浦地内。令和2年7月豪雨により被災した村道の災害復旧工事でございます。また、工事の変更概要は、本工事のうち構造物撤去数量の減、仮設工のうち大型土のうの設置が不要となったことから事業量の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は、球磨郡相良村大字柳瀬832番地9、有限会社田中土建、代表取締役田中清綱でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額6,248万円を6,051万3,956円に、196万6,044円の減額変更するものでございます。また、参考資料といたしまして、仮変更契約書の写しなどを添付しております。以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明いたしました。内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第7号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第7号、工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。従って、議案第7号は、原案のとおり可決されました。



## 日程第6 議案第8号

○議長（黒木正照君） 次に日程第6、議案第8号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について、説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、議案第8号、工事請負契約の変更について提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、令和4年8月12日、令和4年第10回相良村議会臨時会で承認を受けました工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について議会の議

決を求めるものでございます。工事名は、令和4年度相良村宅地造成工事でございます。工事の場所は、相良村大字柳瀬地内で、移住定住や人口流失の抑制対策として、令和2年7月豪雨で被災された方や村内に移住、定住される方へ、安心安全な宅地を提供するための造成工事でございます。主な工事の変更概要は、造成団地区画面積の増加変更に合わせて区画配置の変更などに伴う構造物の数量変更、軟弱地盤の置き換えなどにより変更が必要になったことから事業量の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は、球磨郡五木村甲1,046番地9、株式会社技建日本、代表取締役堀川匠太でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額1億2,925万円を1億3,888万2,271円に、963万2,271円増額変更するものでございます。また、参考資料といたしまして、仮変更契約書の写しなどを添付しております。以上、議案第8号につきまして提案理由をご説明いたしました。内容を審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい。3点ほどちょっとお尋ねいたします。日本の総人口、世帯数、稼働年齢人口すべて減っていく縮小社会の中で、村がその宅地分譲する、造成してするのがいかなものかと思っておって、本当ならば、今更言ってもしょうがないですけども、ここまで来たんですから、空き家対策とリンクする形でいろんな事業を考えていただければよかったと思うんですが、これだけの経費をかけてらっしゃるんで、そういう中でこれだけの経費を、数億円の、1世帯、1分譲地あたり幾らのコストになるかということ考えた場合、相当な額になります。ですからこの16区画がすべて売れてしまわないとまずい状況になりますけども。これはもう総務課長に早くからPRしてちゃんとしっかり、これも、村がやるのは厳しいけども、営業活動だからしっかりやってくれということをおっしゃっていますが、ちょっとすみません。前置きが長くなりましたけども。今、問い合わせ状況とかというの分かったら、まずお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○4番（徳田正臣君） すみません。総務課長でよかです。

○総務課長（川邊俊二君） おはようございます。総務課長、お答えいたします。12月1日から仮の申込受付を行っているところでございます。現在8件の申し込みがいただいているところでございます。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） はい。

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい。8件の申し込み、だいたい半分ぐらい、50パーセントぐ

らいですけど、残りもしっかり販売できるように営業活動をやっただけであればと思っております。2点目ですけども、この変更前の、変更はまだ確定しないですけども、この従前の計画見たらちょっと面積的にちょっと、素人的に見れば、ちょっとインバランスかなと思っておったところですね、バランスはとれてきたかなど。16画は変わらないわけではありますが、ただ、この時期にきて、かなり造成が進んでいるこの時期で設計変更したのちょっと遅いのかなと思ってるんですけど、どうして今の時期になったかというその何か理由があれば、ちょっとこれも担当課長でお願いします。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。まず区画は17区画になります。

○4番（徳田正臣君） はい、すみません。数え間違いで、17区画。

○総務課長（川邊俊二君） はい。

○4番（徳田正臣君） 訂正です。

○総務課長（川邊俊二君） はい。昨年、議会のほう等でもご説明いたしまして、面積のほうを広げたいというところのお話をさせていただいて、区画数を変えてしまいますと、補助金のほうが減ってくるというところで区画数は変えずに、区画の配置又は面積等を変えさせていただきました。すぐ工事変更というのが原則だと思うところですが、まず数量、区画を変えるにあたって構造物の位置が変わるとか、大きさが変わるとか、そういったものがまずすぐにはできなかったというところがございます。あと工事に使う材料、コンクリート製品あたりの入手がまず困難になっていると。なかなか入ってこないというところ。あとは地盤で、先ほど提案理由でも説明した軟弱地盤。当初、表土20センチ程度と見込んでたんですが、深いところで70センチ程度というところがございます。そういった部分の置き換えが、どの部分が必要なのかというところの協議で時間を要したものでございます。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい。素人的に見て、従前の計画図で北西部の方が三角形の空き地があったんで、そこも含めて新規で入ってきたのは、非常に評価すべきバランスのとれた計画変更になってきたのではないかなと私は考えております。それで一つ、すみません。今更ながらですけど、ちょっと細かいこと一つお尋ねします。中央部の北側の方に駐車場の軽、軽、軽、軽と書いてありますけども、これはどういったもので、駐車場でしょうけど、利用はどういった形を想定されているのか。で、だいたいその最終的にはもう購入された方の問題でありましようが、だいたいもう、この各区画に数台の車、駐車できるスペースある広さになってるんですけど、どういう意味合いかなと思ったもんですから、お願いします。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。まず、北側ですかね。軽と書いてあるのは、車の駐車場ですけども、基本的にここにお墓がございます。こちらのほうにお墓の利用者のための駐車場というところでこちらのほうは考えております。

○4番（徳田正臣君） よく聞こえなかった。誰のための駐車場。

○総務課長（川邊俊二君） お墓が上のほうに、既存の墓がありましたので、

○4番（徳田正臣君） はい。

○総務課長（川邊俊二君） そちらのほうの駐車場というところで設置したところがございます。なお、各家の区画の駐車につきましては、それぞれのご家庭のほうで決められますので、それについては区画内で考えられるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい。

○4番（徳田正臣君） もう終わりですけども、分かりました。これ今更ながらですけど、どういうことかなと思ったもんですから。お墓の方の、墓参される方のための駐車場。まあ言ってみれば環境整備みたいなもんで造ってやるってことですね。はい、以上です。

○議長（黒木正照君） 他にご質疑ありませんか。はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第8号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（黒木正照君） ただいま議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。従って、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。令和5年第3回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前10時32分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員